

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C製造所（以下「事業場」という。）において、オペレーターとして就労していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、D医療機関を受診し「適応障害」と診断された。請求人によると、○年○月から○年○月までの約○年間に事業場で○件もの第三者行為災害に遭い、事後対応に多大な労力を費やし、会社の適切でない対応や周囲との関係悪化等により大きな心理的負荷を受けたことなどが原因であるという。
- 3 本件は、請求人が、精神障害の発病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人の精神障害の発病の有無について、請求人は、○年○月に極めて強い不安、不眠、被害念慮等の症状が現れ、医師から「適応障害」と診断され、休業の指示がなされた旨主張するところ、E医師は、○年○月○日付け意見書において要旨、「傷病名：適応障害。発病時期：○年○月。○年○月○日の初診時の主訴は不安、不眠。同僚を警察に告訴したことから、相手から報復されるのではないかという不安が続いている。休職とし、環境変化、休養を与えた。」と述べている。

一方、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、○年○月○日付け意見書において、上記E医師の意見書、診療録、診療報酬明細書等を踏まえ、「請求人は、D医療機関及びF医療機関に受診はしているが、発病をうかがわせる症状の訴えがなく、精神障害を発病したものとは判断できない。」旨の意見を述べている。

そこで、当審査会においても、一件記録を精査したところ、不安に対する請求人への薬の処方はなく、睡眠剤も初診から○か月以上経過した○年○月○日からであったことなどを踏まえると、請求人の精神障害の発病を合理的に推認するに足りるものは認められず、発病に至っていたものとは判断し難いことから、専門部会の意見は妥当であり、請求人は精神障害を発病していたものとは認められないとみるのが相当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断基準は、別紙2（略）の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりであるが、認定基準では対象疾病が定められ、その対象疾病を発病していることが「第2 認定要件」の1において定められている。

そうすると、上記（1）で判断したとおり、請求人は認定基準の対象疾病を

発病しているものとは認められないことから、上記認定要件の1を満たさず、他の認定要件を検討するまでもなく、請求人の療養及び休業は業務上の事由によるものとは認められない。

(3) 上記のとおり、請求人は認定基準の対象疾病を発病しているものとは認められないものではあるが、請求人は精神障害の発病を強く主張していることから、念のため、D医療機関G医師が自宅療養を要すると診断した〇年〇月〇日頃に、請求人は認定基準の対象疾病である適応障害を発病したものと仮定して、認定基準に基づき業務による心理的負荷について検討すると、次のとおりである。

ア 請求人は、業務による心理的負荷をもたらす出来事について縷々主張しているが、認定基準は、精神障害の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷をもたらす出来事について検討することとなっている。請求人の主張を精査すると、評価期間における出来事は、①〇年〇月〇日に同僚から頭を叩かれたこと、②同日、同じ同僚から「あれぐらいで痛くなるなんて、何か持病があるんじゃないか。Hさんはこの会社に向いてないよ。」と言われたことの2つである。

イ ①の出来事について

職場の先輩であるIの申述からも、請求人が同人に頭を叩かれた事実が認められ、請求人は、「嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けた」に該当すると主張するので、同出来事を認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の具体的出来事「嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）とみて検討する。この出来事は、I及びJの申述から、請求人が業務中に〇時間〇分程度無断離席したことに対して、Iが指導の意図をもって注意する中で、ヘルメットの上から平手で軽く〇回請求人の頭を叩いたものであり、また、本件出来事後、請求人は複数の医療機関に受診しているが、症状は治療を要するほどのものではなかったことから、当審査会は、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

ウ ②の出来事について

①の出来事後に請求人が病院へ行きたいと申し出たため、Jが請求人とIから事情を聴取する中で、Iが請求人の言動を不審に感じて発した発言であ

ると認められる。この出来事は、認定基準別表1の「同僚とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみて検討すると、請求人がIの言動に不快感を抱いたことはいかたがえが、上司であるJは請求人が病院へ行くことを許可し、その後の業務に支障は生じていないことから、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

エ 以上からすると、請求人の業務による心理的負荷の総合評価が「弱」となる出来事が2つあるものの、恒常的な長時間労働は認められず、業務による心理的負荷の全体評価は「弱」と判断する。

オ したがって、仮に適応障害を発病していたとしても、業務による心理的負荷の全体評価は「弱」であって、当該精神障害は業務上の事由によるものとは認められない。

(4) よって、請求人の症状は業務上の事由によるものとは認められず、また、請求人の休業についても、業務上の事由による療養のためのものと認めることはできない。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

4 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。